

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年第2回弘前市国民健康保険運営協議会
開 催 年 月 日	平成30年4月19日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後4時 まで
開 催 場 所	市役所市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 柳田 光祥
出 席 者	被保険者代表：委員 花松由美子 委員 蓮瀧榮子 委員 太田照子 委員 成田康一 保険医又は保険薬剤師代表：委員 今村憲市 委員 東野博 委員 竹澤俊之 委員 前田淳彦 公益代表：委員 柳田光祥(会長) 委員 藤田立榮 委員 太田俊逸 委員 阿保鉄幸 被用者保険等保険者代表：委員 宮本希功男 委員 和田弘 委員 高橋徳誉壽
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	健康福祉部長：赤石仁 国保年金課長補佐：田中知巳 国保年金課主幹兼国保保険料係長：伴英憲 国保年金課主幹兼国保給付係長：三上真一 国保年金課国保運営係長：三上礼興
会 議 の 議 題	・ 諮問事項について 国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額の改定。 ・ 政令改正に伴う条例改正について 法定軽減拡充による条例改正。
会 議 結 果	・ 市長からの諮問事項である「国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額の改定」について、異議なく諮問どおり改定することを認める答申とした。 ・ 政令改正に伴い法定軽減が拡充となり、条例も改正となることを説明。
会 議 資 料 の 名 称	・ 平成30年第2回弘前市国民健康保健運営協議会次第 ・ 弘前市国民健康保健運営協議会委員名簿 ・ 平成30年第2回弘前市国民健康保健運営協議会席図 ・ 諮問書写し ・ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)の写し

	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎賦課限度額及び賦課限度額の改定内容 ・賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について ・法定軽減基準の改正内容
<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 健康福祉部長挨拶 4 協議事項 5 政令改正に伴う条例改正について 6 閉会
国保運営係長	<p>4 協議事項</p> <p>本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、平成30年第2回弘前市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日、国保年金課長の成田ですが、体調不良のため休暇となっております。</p> <p>はじめに、柳田会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>柳田会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、平成30年第2回弘前市国民健康保険運営協議会を開催するにあたりご案内申しあげましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日の会議は、市長からの諮問事項である国民健康保険料の賦課限度額改定の審議や、事務局より政令の改正に伴う条例改正の説明についてであります。</p> <p>委員の皆様から、多くのご意見やご質問を頂戴したいと思いますので、よろしく願い申しあげまして、挨拶といたします。</p>
国保運営係長	<p>ありがとうございました。次に、健康福祉部長からご挨拶を申しあげます。</p>
健康福祉部長	<p>健康福祉部長の赤石でございます。</p> <p>今日、外堀の桜がほころび始め、弘前市は一年のうちで一番良い季節だと思っている次第でございます。</p>

平成30年第2回弘前市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、国民健康保険事業の運営はもとより、市政各般にわたりご理解とご協力を賜りまして、深く感謝を申しあげる次第であります。

さて、新年度を迎え、国民健康保険制度の都道府県単位化がこの4月から始まりました。

当市の都道府県単位化につきましては、あらかじめ十分に留意し準備してきたことから、特に混乱することなく移行することができました。今後も、国及び県の動向に注視し、円滑に国民健康保険事業を行ってまいりたいと考えております。

さて、当市の平成29年度の国保財政の状況であります。保険給付費は減少傾向、保険料収納率は増加傾向となっており、収支バランスは良好な状況で推移しております。

なお、保険料を収納できる5月31日までは、国保年金課及び関係課による努力を傾注し、単年度黒字化と早期の累積赤字の解消を図ってまいります。

本日ご審議いただきます内容といたしましては、市長の諮問事項として、国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額の改定についてであります。

詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますが、委員の皆様には、十分にご審議いただきますようお願いを申しあげ、簡単ではございますが、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

国保運営係長

これから会議に入りますが、弘前市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、柳田会長に議長をお願いいたします。

議長（会長）

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、（15名）であります。

本協議会規則第2条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

宮本 希功男（みやもと きくお）委員、和田 弘（わだ ひろし）委員を指名いたします。

健康福祉部長

次に、諮問事項の協議に入ります。

本協議会に諮問されました事項は、

「国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を改定すること。」

についてであります。

諮問事項について理事者の説明を求めます。

諮問事項について、ご説明申しあげます。

今回、協議会に諮問いたしましたのは、お手元の諮問書のとおり、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定であります。

まず、保険料の賦課限度額についてご説明申しあげます。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、被保険者の保険料負担に一定の上限を設けるものとしており、この保険料負担の上限を賦課限度額としているものでございます。

それでは改定案の内容についてご説明いたしますので、まず「諮問事項資料1」をご覧ください。

今回の改定は、「諮問事項資料1」のとおり、国民健康保険法施行令の一部改正に準じたものであり、四角で囲みました「第2改正の内容」の1の下線部分のとおり、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げをしようとするものであります。

次に「諮問事項資料2」をご覧ください。

「諮問事項資料2」は今回改定する部分を含めた賦課限度額全体の内容を記載した資料であります。

今回改正部分である賦課限度額は、基礎賦課額、国民健康保険に加入している被保険者の方の医療に充てられる保険料分であり、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましては、今回は据置きされ、3つの区分の合計賦課限度額は、89万円から93万円の引上げをしようとするものであります。

次に「諮問事項資料3」をご覧ください。

まずは、「1. 賦課限度額世帯の推移見込み」をご覧ください。

今回諮問しておりますとおり賦課限度額を引き上げた場合、今年3月末時点の国保加入世帯状況で推計しますと、限度額を超過する世帯数は、医療分が923世帯から119世帯減少し804世帯と見込まれます。

賦課限度額に達する世帯の割合は、改定前の3.38%から2.94%に減少する見込みであります。

次に「2. 賦課限度額の改定に伴う影響額の見込み」をご覧ください。

	<p>ください。</p> <p>賦課限度額の改定をしなかった場合の調定額を試算し、賦課限度額を改定した場合の調定額と比較した結果、今回の改定によって、約3,400万円の増額効果が見込まれるものであります。</p> <p>最後に「3. 賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額」をご覧ください。</p> <p>現在の世帯人数ごとの賦課限度額に達する所得について左側に表で記載してあり、改定によって矢印の右側にある表のとおりに変化いたします。</p> <p>1人世帯で説明いたしますと、現行の89万円の賦課限度額に達する収入及び所得は、年間約684万円の収入、所得約496万円となっておりますが、収入約727万円、約534万円の所得の場合93万円の賦課限度額に達することとなります。</p> <p>以上で、諮問事項についての説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。</p>
	<p>（質疑応答）</p> <p>他にご質疑、ご意見がないようですので、質疑等を終了し、採決いたします。</p> <p>市長から諮問された 「国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を改定すること。」 については、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
議長（会長）	<p>本件につきましては、異議がないようですので、諮問のとおり答申することに決定いたしました。</p> <p>なお、市長に対しての答申書の文案につきましては、事務局に一任することといたします。</p> <p>以上もちまして、本日の会議に諮問されました協議事項は終了いたしました。</p> <p>どうもお疲れ様でした。</p>

<p>国保運営係長</p>	<p>慎重なるご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>5 政令改正に伴う条例改正について</p>
<p>国保運営係長</p>	<p>次に、政令改正に伴う条例改正について、ご説明申し上げます。</p>
<p>国保年金課長補佐</p>	<p>条例改正事項について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回、協議会に諮問いたしました賦課限度額の改定と同じく、国民健康保険法施行令の一部改正によって、低所得者に対する国民健康保険料の軽減について、軽減該当となる所得判定基準の改正が行われております。</p> <p>この改正は、国の改正に併せて条例を改正しなければならないものであることから、条例改正事項として説明をさせていただきます。</p> <p>条例改正の内容をご説明いたしますので、まず「条例改正資料1」をご覧ください。</p> <p>今回の改定は、「条例改正資料1」のとおり、国民健康保険法施行令の一部改正により、四角で囲みました「第2改正の内容」の2の下線部分のとおり、政令で定める軽減所得の判定基準に併せて改正をしようとするものであります。</p> <p>次に「条例改正資料2」をご覧ください。</p> <p>「条例改正資料2」は、今回改定となった法定軽減基準の内容を説明したものであります。</p> <p>まず「1. 法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文」をご覧ください。</p> <p>低所得者に対する軽減は、7割・5割・2割の3つ基準がありますが、今回は、5割軽減及び2割軽減の基準が改定されております。</p> <p>5割軽減の基準について、これまで被保険者数に乗ずる金額が27万円だったのが27万5千円に、5千円基準が改定されております。</p> <p>2割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が49万円だったのが50万円に1万円基準が改定されております。</p> <p>次に「2. 法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の推移見込み」をご覧ください。</p> <p>平成30年3月31日時点の状況で試算した結果、5割軽減が64世帯、131人増加、2割軽減が53世帯、89人増加</p>

<p>国保運営係長</p> <p>健康福祉部長</p> <p>会長</p> <p>健康福祉部長</p> <p>国保運営係長</p>	<p>するものとなっております。</p> <p>最後に「3. 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み」をご覧ください。</p> <p>今回の基準改正によって軽減世帯が増加となることから、それによって保険料調定額は約438万円減少となる見込みとなっております。</p> <p>以上で、条例改正事項についての説明を終わります。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>いわゆる賦課限度額が改定となり軽減の部分もそれに伴い見直ししたという内容であります。</p> <p>私流の平たい言い方をすれば、お金持ちからもらう分は3,400万円多くなり、お金持ちでない人からもらう分は何百万円減ったという解釈でよろしいか。</p> <p>間違っておりません。</p> <p>他にご質疑、ご意見がないようですので、政令改正に伴う条例改正の説明を終わりたいと思います。</p> <p>本日、諮問いたしました事項につきましては、本協議会の答申を受け、条例改正の手続きを進めさせていただきます。</p> <p>本日の協議会は、これをもちまして閉会いたします。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議は非公開。</p>